

外国人技能実習生入国後講習における外部講師（安全衛生および特別教育）の
派遣業務委託仕様書

1 件名

外国人技能実習生入国後講習における外部講師（安全衛生および特別教育）の派遣業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

3 履行場所

アイム・ジャパン トレーニングセンター1号館、2号館
1号館 埼玉県春日部市中央2-20-1
2号館 埼玉県春日部市中央2-21-10

4 実習生予定人数

1回の入国につき約300名 年間11回
（インドネシア、ベトナム、タイ、バングラデシュ、スリランカ、ほか）
1クラスあたり 40～50名

5 委託業務内容

(1) 安全衛生教育

労災を未然に防ぐために必要な基礎的知識の講義を行う。また、クレーン技能講習を受講する実習生に対しては、クレーン関係法令の講義を行う（講義時間内で1時間）。

(2) クレーン運転特別教育

運転者の不適切な操作による労災防止のために必要な知識、力学や電気に関する知識等の講義を行う。

(3) アーク溶接特別教育

溶接機の整備不良や誤操作などによる感電・火傷や火災等の災害防止に必要な知識、関係法令等の講義を行う。

(4) 足場組立特別教育

足場からの転落や墜落、組立不足による倒壊などの労災防止のために必要な知識、関係法令等の講義を行う。

(5) フルハーネス型墜落静止用器具特別教育

墜落による労災防止のために必要な知識、関係法令等の講義を行う。

6 講習日程

1回の入国につき

- (1) 1クラス8時間(8:00~12:00、13:00~17:00の間で行う)
- (2) 当機構が指定する予定表
 - ① 安全衛生教育 3クラス(最大)
 - ② クレーン運転特別教育 3クラス(最大)
 - ③ アーク溶接特別教育 1クラス(最大)
 - ④ 足場組立特別教育 1クラス(最大)
 - ⑤ フルハーネス特別教育 1クラス(最大)

7 派遣人員

4名

教育内容に関する十分な知識および経験を有する者および「5 委託業務内容」の中から複数の教育内容を担当できる者

8 業務実施条件

- (1) 当機構が用意するテキストを用いて講習を行う。ただし、外国人技能実習生の学習状況に応じて補助教材が必要な場合は受託者が用意すること。
- (2) 講師の都合により欠員が生じた場合に、代替員を派遣できること。

9 入札参加資格

- (1) 本社又は支店が東京都、埼玉県に所在していること。
- (2) 法人格を有する事業体であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

10 提案書の作成

別紙様式に従い、次の要件を具体的に記載すること。

※提出後の記載内容の変更は認めない。

- (1) 会社概要および類似業務実績(別紙1)
- (2) 業務従事予定者の経歴および専任性(別紙2)
 1. 主たる職歴、保有資格等

11 入札書の作成

入札書には、日本語で1講師が1講義(4時間を1単位とし、1日2単位)の1時間あたりの金額(交通費込、消費税別)を記載する。

12 提案にあたっての注意事項

- (1) 見積及び提案書作成に関する一切の費用は、見積者側の負担とします。
- (2) 提出された関係書類の権利は委託者側に属するものとし、返還はいたしません。

- (3) 共同企業体、保証会社擁立でのお申し込みは不可とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格といたします。
- (5) 公募状況、選定理由、選定結果は公表いたしません。また、選定後の異議申し立ては一切認めません。
- (6) 提案書の提出後、記載された内容の変更、差し替えは認めません。また、原則として提案書に記載した業務従事予定者は変更できません。ただし、病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、当該従事者と同等以上の従事者であると当機構が認める者に限ります。
- (7) 契約にあたっては、審査の結果選定された提案書のすべてを採用するものではありません。